次世代育成に関する各種制度早見表

R7. 10

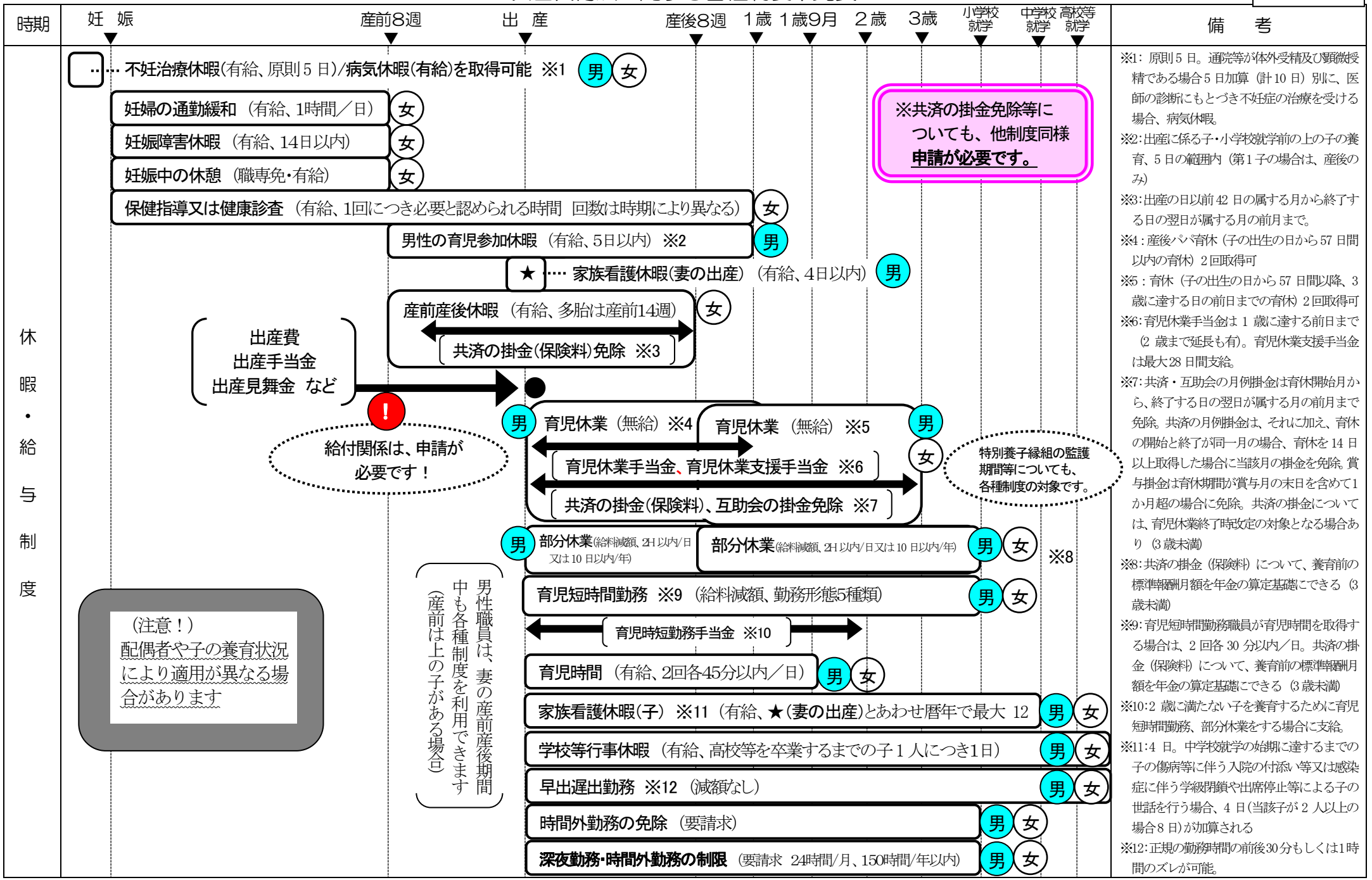

備　考

※1：原則５日。通院等が体外受精及び顕微授精である場合５日加算（計10日）別に、医師の診断にもとづき不妊症の治療を受ける場合、病気休暇。

※2：出産に係る子・小学校就学前の上の子の養育、５日の範囲内（第１子の場合は、産後のみ）

※3：出産の日以前42日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで。

※4：産後パパ育休（子の出生の日から57日間以内の育休）２回取得可

※5：育休（子の出生の日から57日間以降、３歳に達する日の前日までの育休）２回取得可

※6：育児休業手当金は１歳に達する前日まで（2歳まで延長も有）。育児休業支援手当金は最大28日間支給。

※7：共済・互助会の月例掛金は育休開始月から、終了する日の翌日が属する月の前月まで免除。共済の月例掛金は、それに加え、育休の開始と終了が同一月の場合、育休を14日以上取得した場合に当該月の掛金を免除。賞与掛金は育休期間が賞与月の末日を含めて1か月超の場合に免除。共済の掛金については、育児休業終了時改定の対象となる場合あり（3歳未満）

※8：共済の掛金（保険料）について、養育前の標準報酬月額を年金の算定基礎にできる（3歳未満）

※9：育児短時間勤務職員が育児時間を取得する場合は、２回各30分以内／日。共済の掛金（保険料）について、養育前の標準報酬月額を年金の算定基礎にできる（3歳未満）

※10：2歳に満たない子を養育するために育児短時間勤務、部分休業をする場合に支給。

※11：4日。中学校就学の始期に達するまでの子の傷病等に伴う入院の付添い等又は感染症に伴う学級閉鎖や出席停止等による子の世話を行う場合、4日（当該子が２人以上の場合8日）が加算される

※12：正規の勤務時間の前後30分もしくは1時間のズレが可能。

☆　1　あなたの子育てプランについては、育児フローシート、育児参画計画書を活用し、所属長と話し合いましょう。

☆　2　各種制度の詳細、育児参画フローシート、育児参画計画書はイントラHP(http://dkint22/JINZAI/74972000001_00001.htm)をご覧ください。